

ガーデンハウス津々山台第3建築協定

概 要

- ① 建築物は、住宅・都市整備公団（以下「公団」という。）からの分譲時の1区画に1戸建の専用住宅とする。
- ② 敷地の区画は、分譲時より変更してはならない。ただし、区画を拡大変更する場合は、この限りでない。
- ③ 建築面積の敷地に対する割合は10分の5以下とする。
- ④ 延べ面積の敷地に対する割合は10分の10以下とする。
- ⑤ 階数は地階を除き2以下とし、屋根は勾配屋根とする。
- ⑥ 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、道路境界線より1.5m以上後退させるものとする。
ただし、物置等の附属建築物で、軒の高さ2.3m以下で、かつ、その床面積の合計が5㎡以下のもの、及び駐車場はこの限りでない。
- ⑦ 建築物の色彩及び意匠並びに附属建築物等は、良好な住宅地に調和するものでなければならない。
- ⑧ 道路に面する垣、柵の構造は生垣またはパイプフェンス等とし、見通しの妨げとなるコンクリートブロック塀等にしてはならない。ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分は、この限りでない。
- ⑨ 敷地内はできるだけ緑化を図り、周辺に迷惑をかけないように維持管理に努めなければならない。
- ⑩ 建築物の地盤は、分譲時に築造されている石積擁壁その他これらに類するものの天端、外壁から垂直に立上がる線より、外周境界方向へはみ出して設けてはならない。
また、分譲時の石積擁壁等の勾配より、はみ出してはならない。